

令和 6 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和 5 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

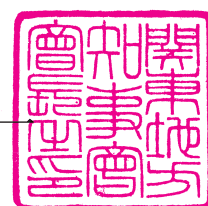
令和5年10月25日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和5年11月

関東地方知事会

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 会 長 | 長 野 県 知 事 | 阿 部 守 一 |
| | 東 京 都 知 事 | 小 池 百合子 |
| | 茨 城 県 知 事 | 大 井 川 和 彦 |
| | 栃 木 県 知 事 | 福 田 富 一 |
| | 群 馬 県 知 事 | 山 本 一 太 |
| | 埼 玉 県 知 事 | 大 野 元 裕 |
| | 千 葉 県 知 事 | 熊 谷 俊 人 |
| | 神 奈 川 県 知 事 | 黒 岩 祐 治 |
| | 山 梨 県 知 事 | 長 崎 幸 太 郎 |
| | 静 岡 県 知 事 | 川 勝 平 太 |



目 次

- 1 地方分権改革の推進について 1
- 2 再生可能エネルギーの普及や水素の利活用の拡大について 28
- 3 地方の活力強化に向けた人材への投資について 31
- 4 文化財の保存活用への支援について 33
- 5 A Y A世代のがん患者支援について 35
- 6 看護職員の確保・定着に向けた支援について 36
- 7 災害時における死者の氏名等の公表について 37
- 8 子ども・子育て政策のD Xの推進について 38
- 9 安心して子どもを妊娠・出産できる環境整備に向けた
自営業者等の育児休業取得等について 40
- 10 防災・防疫対策等の推進について 42
- 11 個別最適な学びの実現について 58
- 12 多様な人材の確保や柔軟な働き方に向けた地方公務員
法等関連法令の改正等に関する提案 60
- 13 防災機能を有する森林の適正な管理や農地の保全の
推進に関する提案 63

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

我が国の景気は、緩やかに回復しているが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

さらに、地方財政は、人口減少による地域経済の停滞や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、物価高

騰対策や新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、こども・子育て政策の強化や地域社会のデジタル化、脱炭素社会の推進等の行政課題への対応など、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 国と地方の役割分担の適正化

不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー・食料危機、気候変動問題、感染症対策、相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。加えて、持続可能な開発目標【SDGs】の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。

国と地方の役割分担については、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めるための不断の見直しが必要であり、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出し、国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論など、早急に役割分担の見直しに着手すること。その上で国・地方がそれぞれ責任を果たすことができるよう財源を確保すること。

特に、令和4年12月に感染症法が改正され、都道府県連携協議会を設置した上で、新興・再興感染症に備えるために予防計画を改定し、保健・医療体制の整備（病床、外来医療、医療人材等の確保）に向けた関係機関との協定締結に取り組む必要があることから、地

方や医療現場等が混乱しないよう、国は地方に対し適切に助言等を行い、対応すること。

2 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援のほか、未だ国の関与が残されている農地転用に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

3 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、

国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」あるいは調査会等を設け、国会に提出される地方分権にかかわる議案については、そうした委員会等が必ず調査・審議するなど、立法プロセスに地方自治体が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを確立すること。

4 計画策定等の見直し

本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件として計画等の策定が求められているなど実質的に義務化されている。令和5年3月31日に「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）が閣議決定され、各府省庁に対し、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すなど、継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省庁においては、ナビゲーション・ガイド及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」で示された原則に基づき、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、遵守状況を内閣府に報告するなど、ナビゲーション・ガイドが実効性を持つように運用するとともに、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合など、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

今後、計画等の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、新たに計画等の策定を求める法令の制定や通知の発出等は原則として行わないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

5 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが9割以上であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」するとされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

また、令和5年の「提案募集方式」においては、全国から寄せられた提案総数230件のうち、25件もの提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等として扱われている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、過去に実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、一律に具体的な支障事例を求めないことや、税財源に関することも提案の対象とすることなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても、政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていない

ものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第13次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、大幅な事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

6 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講じること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、「地方公共団体のデジタル化」等を措置することとしているが、こうした取組を進めるに当たっては、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

7 国の政策決定への地方の参画

現在、地域医療の確保や新型コロナウイルス感染症対策、経済対策については、機動的な対応に課題を残すものの国と地方で度重ね

て協議・意見交換を行い、現場のニーズを踏まえた政策決定が行われるなど、国と地方のパートナーシップが強化され、共に対策を講じてきたところである。今後も国・地方に共通する様々な議題に関しては、互いに協力して政策課題に対応していくことが重要である。

このことを踏まえ、「国と地方の協議の場」においては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

併せて、議員立法については、地方への事前情報提供制度がないことから、両院の法制局で起草される段階で地方側に情報提供し、地方から意見を提出できる仕組みを設けること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

さらに、今後、第33次地方制度調査会等を通じて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方のあり方等を検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

8 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保

障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 原油価格・物価高騰等を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援

令和5年3月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度（以下「臨時交付金」という。）のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示されたが、依然として、エネルギー価格や農林水産物など様々な原材料・資材価格の高騰が国民生活や社会経済活動に幅広く多大な影響を及ぼしていることから、国による電気・ガス等のエネルギー価格高騰への対応を継続するとともに、地方自治体が経済・雇用情勢等に対して、引き続き、迅速かつ的確に対応できるよう、速やかに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加交付を行うこと。

なお、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方で検討することとされたが、今後、更なる追加対策を講じるに当たっては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰等対策について、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すること。

その上で、地方で対応すべきと整理した場合は、国が所有している制度設計等に必要となる情報・データ等について、地方に提供すること。

そして、臨時交付金の配分に当たっては、財政力指数による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要も十分に反映した上で、全ての地方自治体が必要とする額を国において速やかに確保・配分すること。

また、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を超えて切れ目なく

柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

今般の物価高騰の先行きは不透明であり、影響の長期化が懸念されることから、令和5年度以降の原油価格・物価高騰への対応を実施するにあたり、行政需要の増を地方財政計画に的確に反映し、既定の加算とは別枠での地方交付税の増額や、臨時交付金の継続、もしくはこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設などにより、全ての地方自治体に対して確実かつ十分な支援を行うこと。

また、エネルギー・原材料価格高騰の事業者への影響は全国的な課題であるため、国の責任において、このような事業者を業種や地域を問わず幅広く支援する新たな支援制度を創設すること。特に、物価高騰が長期化しており、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の改定など全国一律の対応を講じること。

さらに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備、物価の上昇に見合った賃上げのためのインセンティブ付与、賃上げの原資を持続的に確保するための労働生産性向上への支援を行うこと。

また、国際情勢や原材料価格の高騰等による景気への影響が生じている間は、減収補填債の対象に地方消費税を始めとした税目を追加するなど、対策を講じること。

併せて、原油・物価高騰が長期化する可能性も見据え、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換など事業構造の転換に係る取組に対し、一層の支援を行うこと。

改正感染症法の規定により、都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されたが、協定締結に係る医療機関の費用負担に対する支援制度の充実を図るとともに、

地方公共団体の感染拡大防止のための財政措置を講じること。

なお、飲食店向け協力金については、現在も、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対しては返還請求を行っており、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用や、回収不可能となった協力金については、国の責任において財政措置を講じること。

2 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間であっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

3 地方創生に必要な財源の確保

地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。政府は、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示していたが、令和4年6月には地域活性化の新機軸として「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、同年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されたところである。総合戦略で

は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとされた。

しかし、地方創生にとって「デジタル」は有効なツールであるが、あくまでも一つの手段であり、これまで地方が進めてきた「まち・ひと・しごと」をはじめとした地方創生の課題解決の取組が無駄になることがないように、デジタルのみにとられない包括的な支援が必要である。このため、地方創生のさらなる深化に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」をはじめとする地方創生関連予算や地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援について、拡充・継続すること。

併せて、交付金の要件緩和や交付対象の拡大等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。

令和5年度地方財政計画において、従来の「まち・ひと・しごと創生事業費」を名称変更した「地方創生推進費」及び地域のデジタル化を更に加速させるための「地域デジタル社会推進費」からなる「デジタル田園都市国家構想事業費」が新たに創設され、1.25兆円が確保されたところである。

また、「デジタル田園都市国家構想交付金」についても、令和5年度当初予算で1,000億円、令和4年度補正予算で、前年度より140億円増額し、800億円が確保された。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、「デジタル田園都市国家構想交付金」における地方創生拠点整備タイプについては、令和4年度補正予算で前年度より60億円減額の400億円が確保され、令和5年度当初予算で、前年度同額の70億円が確保された。当初予算分については予算額が少なく、活用の要件も厳しいことから、引き続き金額の増額や要件緩和など、更な

る弾力的な取扱いを行うこと。加えて、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、引き続き要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

令和2年度地方財政計画においては、新たに「地域社会再生事業費」が創設され、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）に係る地方財政措置等が講じられることとされたが、今後の具体的な運用に当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講じること。

また、「地域デジタル社会推進費」が令和7年度まで延長等されたが、地方においてデジタル化の推進が着実に行えるよう、引き続き、更なる拡充を含め、必要な措置を検討し、講じていくこと。

さらに、政府においては成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めるため、5Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるよう取り組むこととし、令和4年6月には、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等を位置付ける「デジタル田園都市国家構想交付金」が示されたが、コンソーシアムの形成や実装が要件となっているなど、対象事業が限られてくることから、要件の緩和を行うなど、地方が柔軟に活用できる制度とすること。政府は、新次元の分散型国土の形成につながるよう、地方自治体とともに本構想の実現を推進していくこと。

4 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大す

ることが見込まれる中、令和元年 10 月に消費税率の 10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和 2 年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

国においては、次元の異なる少子化対策を実施することとし、こども家庭庁予算で見て、2030 年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指すこととしており、基本理念として、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」としていることから、こども・子育て施策に地域間格差が生じることがないように、国において必要な財源措置を講じること。

こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、全ての自治体に対し地方財源を確実に措置すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体において、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講じること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒等に対する就学支援につ

いては、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、給付費の急増により財政安定化基金の大幅な取崩しを余儀なくされた都県もあるなど平成30年度の制度改革時の想定を超える厳しい財政状況が続いている中、国による激変緩和措置は令和5年度末に終了するとされている。制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら国定率負担の引上げや都道府県の財政規模に見合った財政安定化基金の積み増し等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

併せて、保険料水準の平準化により保険料の上昇が見込まれる自治体及び保険料水準の平準化に向けて納付金算定における医療費の多寡調整を廃止又は縮小した自治体を対象としたインセンティブとなる適切な財政支援を講じること。

なお、これらの財政支援を講じる際には、保険者努力支援制度の評価指標の見直し等による既存制度の組み換えによるものではなく、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して新たに財源

を確保すること

また、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について、医療保険制度間の公平や子育て支援の観点から、軽減割合及び対象年齢の更なる拡大を図ること。その際、財源については、現行の制度と同様の枠組みを設け、地方財政措置を講じること。

なお、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について引き続き地方と協議を行うとともに、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援については、今後も国の責任において確実に行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能の維持を基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

また、経済財政諮問会議が令和 4 年 12 月 22 日に示した「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」においては、令和 5 年度中に国民健康保険の普通調整交付金の配分について見直しを検討するとされたが、地方分権の観点から地方団体の意見を十分に尊重し、性急な議論とならないよう配慮すること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険給付費が増加し、都道府県が財政安定化基金を取り崩した場合には、後年度市町村の納付金に上乗せして納付させるのではなく、国が次年度に基金取崩分の全額を充当するなど不測の財源不足に対する財政支援を行うこと。

なお、これまで、子育てに係る経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、

速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、国保総合システムの更改に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政支援を講じること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しが行われてきたところである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の影響を踏まえ、異例の措置として、従前の税率区分を令和5年12月末まで維持した上で、税率区分を段階的に引き上げることとし、次回の見直しは、令和7年度末とされている。また、自動車税種別割におけるグリーン化特例の適用期限についても3年延長され、令和7年度末までとされている。

さらに、令和5年度与党税制改正大綱においては、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な

制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、2035年度までに乗用車新車販売に占める電動車を100%とする政府目標の達成に向け、今後、急速な普及拡大が見込まれる電気自動車等への課税のあり方については、ガソリン・軽油等を燃料とする自動車の所有者との公平性を維持しつつ、利用実態等に応じた税負担の適正化が図られるよう、早期に検討を進めること。

なお、昨今の原油価格高騰を踏まえ、国において軽油引取税及び揮発油税に関するトリガー条項の凍結解除が議論されたが、仮に凍結解除された場合、地方全体で5,000億円以上の減収が見込まれている。この減収分については、国の責任において、地方特例交付金等により全ての地方自治体に対して確実に補填措置を講じること。

6 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

令和6年度に森林環境税の賦課徴収が開始されることを踏まえ、税の趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向けた取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市

町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めるとともに、森林整備や人材育成、木材利用などに一層活用されるよう、方策を検討すること。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年10月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後のあり方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

8 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成28年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げ

を行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

9 外形標準課税のあり方の検討

令和5年度与党税制改正大綱においては、「外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」とされた。

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担するものであるが、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小の要因の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例や、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例など、課税の趣旨に沿わないものが見受けられる。

今後、制度的な見直しを行うに当たっては、現行基準（「資本金1億円超」の法人）を基本的に維持しつつ、安定的な税収や税負担

の公平性の確保等の観点から、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について早急に具体的な検討をすること。また、当該基準は、法人による操作可能性が小さいものとする。さらに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について検討を行うに当たっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮すること。

10 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われた。

また、令和5年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、収入金額課税の見直しが引き続き今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給業やガス供給業の事業者は、大規模発電施設やLNG基地等を有するなど、多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

11 国際課税ルールの見直しに伴う対応

令和5年度税制改正において、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合（いわゆる第2の柱）について、IIR（所得合算ルール）及びUTPR（軽課税所得ルール）は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT（国内ミニマム課税）は国・地方の法人課税の

税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて一括して課税・徴収されることとされた。

今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合（いわゆる第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際は、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど適切な制度構築を行うこと。

12 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その税収の7割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

13 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直され、さらに、令和5年6月27日付け総務省告示の改正により、返礼品や募集経費に係る基準が厳格化されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。

また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、高い節税効果が生ずることや、寄附金を集めるためには、大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることな

どの課題が依然として残っている。

このため、特例控除額に定額の上限設定をすること等により、「寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献する」という本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。また、各地方自治体の様々な創意工夫による地方活性化に資するものとなるよう見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていること、所得税控除分相当額が個人住民税から控除され、地方自治体の減収額が過大となっていること及び申請手続きに寄附者が書類を地方自治体に郵送する必要がある、寄附者と地方自治体双方にとって負担となっていることを踏まえ、現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

14 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

15 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

16 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえながら、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」や令和 3 年 9 月に施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関

する法律」に基づき、国は市町村税の4税目に係るシステムについて標準仕様書を示し、令和7年度までに各市町村が標準仕様に準拠したシステム利用を目指している。

また、令和4年度税制改正において、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和5年度与党税制改正大綱において、「地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」とされている。

このような背景において、例えば不動産取得税では令和5年4月に登記所から都道府県へのデータ形式による通知が開始され、各都道府県の課税事務において活用しているが、引き続き、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を適切に講じること。

また、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

さらに、税務手続のデジタル化、納付のキャッシュレス化を推進するため、地方税共通納税システムの活用などに関して、対応策を検討するとともに、納税者によるeLTAXを通じた電子申告・電子納税の利用拡大に努めること。

なお、こうした地方税の電子申告・電子納税の一層の推進に当たっては、地方自治体の意見を丁寧に聞くこと。

17 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、こども・子育て政策の強化、地域のデジタル化、脱炭素化、人への投資、防災・減災のための取組の推進や物価高騰への対応などの行政需要の増加が引き続き見込まれている。地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行政需要の増加や金利・税収等の動向を的確に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地域等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

令和5年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.15兆円上回る62.2兆円を確保した。また、地方交付税について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から0.8兆円抑制し、発行額が過去最低水準となった。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、国の責任において税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、期限である令和7年度をもって廃止すること。

また、廃止までに期間を要し段階的に見直しを行う場合であって

も、期限を含め廃止までの工程を明らかにすること。

なお、廃止までの間における臨時財政対策債発行可能額の算定については、過度な傾斜配分とならないよう留意すること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

18 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

19 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 再生可能エネルギーの普及や水素の利活用の拡大について

世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、国は、「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠であり、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及を拡大せねばならない。

一方で、我が国におけるエネルギーの課題を改めて認識した上で、エネルギーの産業の構造を変えるような取組を推進し脱炭素社会を実現していくことも求められている。中でも水素は、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなど幅広い分野での脱炭素化に貢献できるものであり、特にCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用していく必要がある。

しかし、水素エネルギーの普及・拡大に当たっては、様々な課題があり、コスト低減や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めるとともに、自治体の連携などによる水素利活用を推進する必要がある。

よって、再生可能エネルギーの普及拡大や水素エネルギーの実装化に向け、日本全体として取組を加速していくため、国において積極的な施策の推進を求めるものである。

1 再生可能エネルギーの普及について

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため、エネルギー基本計画において2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合

について 38%以上の高みを目指すとしていることから、取組を最大限加速させること。

- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。特に、電力需給調整について、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融通を早期に図ること。

さらに、蓄電システムの導入促進及び蓄電システムも活用した調整力や供給力の創出推進に向けて、設置費用に対する補助額等を拡充するとともに、継続的に実施できる規模の予算措置を行うこと。

- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の充実を図ること。

特に、自治体が計画的に脱炭素化に取り組めるよう、脱炭素化推進事業債の事業期間の延長を図るとともに、同事業債によらない自治体の取組を支援するなど、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。

2 水素利活用について

- (1) 大規模な水素需要創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組や技術開発支援を進めるなど、水素の社会実装化に向けた取組を加速すること。また、パイプラインを含めた水素供給ネットワーク構築に向けて国として先導的な役割を果たすとともに、企業や自治体等の取組を支援すること。

- (2) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、水素利用に関する規制緩和、運用コストへの支援及び製造コスト削減に

に向けた技術開発を進めること。また、水素製造のための水電解装置や当該装置の部素材の製造能力増強についても国として支援策を講じること。加えて、国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

3 地方の活力強化に向けた人材への投資について

我が国を取り巻く環境は、気候変動問題やデジタル技術の進歩、国際情勢の変化など、これまでとは全く状況の異なる予測困難な「非連続の時代」を迎えている。

このように環境が大きく変化する中、我が国はその変化に十分に対応できず、産業の新陳代謝の遅れや労働生産性の低迷など、経済社会の停滞が続いている。

加えて、予想を上回る急激な少子高齢化と人口減少に直面しており、今後、生産年齢人口が大幅に減少する中、新たな働き手の確保や生産性の向上が不可欠である。

これを乗り越え活力ある地方を実現するためには、成長産業又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進め、社会全体の生産性を高めていくとともに、国籍や性別、年齢などにかかわらず多様な人材が活躍できる、国際社会に開かれた社会をつくりあげることが必要である。

については、地方の更なる発展に寄与する人材への投資に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 成長産業・分野への円滑な労働移動の促進

産業構造の変化に対応し、労働生産性を向上させていくためには、成長産業又は企業内の成長分野への円滑な労働移動を進めるなど、人材の流動化に向けた政策を総合的に実施していくことが重要である。

このため、労働者一人ひとりが更にスキルを向上させ、十分に能力を発揮できる機会が得られるよう、デジタル領域の人材育成などリスキリングを社会全体で連携して推進すること。

併せて、年功序列賃金をはじめとした日本的雇用慣行の見直しや雇用制度の在り方について労使双方の立場に立った抜本的な議論を進めるなど、これまでの労働政策の見直しに向けた検討を加速化すること。

2 外国人材の活躍促進

(1) 試験の多言語化

外国人が特定技能2号評価試験や介護福祉士国家試験等を受験する際の配慮として、筆記試験における表記については、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とするなど、外国人が受験しやすい環境を整備すること。

(2) 日本語教育の充実

外国人材の受入れが進むことに伴って、外国人児童生徒の人数も増加していくと見込まれることから、教育現場においては、外国人児童生徒に対する支援体制をこれまで以上に充実させていくことが求められる。

こうした状況にあって、日本語を母語としない児童生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することが重要であることから、児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導を実施するための、公立学校（小・中・高）における十分な教員の加配を行うこと。

また、外国人が地域社会の一員として円滑に生活できるよう、幅広い年齢層の外国人を対象とした学習機会を提供する仕組みの充実を図ること。

3 地域社会における国際化の推進

外国人材やその家族の受入促進を通して、地方の活力の強化を図っていくためには、国内において、日本人自身が国際化していくための取組みを充実させていくことも不可欠である。

このため、次代を担う国際的な人材の育成を目指し、外国語教育を推進していくに当たって、専門性を有する優れた人材の確保や英語教員の養成及び資質向上のための体制の充実を図ること。

併せて、国内企業において、英語による企業内コミュニケーションの促進を図るなど、行政と企業が連携した日本全体の国際化に資する取組を推進すること。

4 文化財の保存活用への支援について

人口減少・少子高齢化の進行により地方の豊かな伝統に育まれた貴重な文化財の保存と後世への継承が危ぶまれている。

地方公共団体においては、文化財保護法に基づく「文化財保存活用大綱」及び「文化財保存活用地域計画」に掲げた施策の確実な実施に努めている。しかし、近年、全国的に保存・活用が必要な文化財が増加していることに伴い、国庫補助事業において補助事業の不採択等が発生しているほか、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組の中には、補助制度の対象外のものもあり、貴重な文化財の計画的な保存・活用に大きな影響が生じる事態となっている。

また、文化財の修理等に係る費用負担は大きく、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した文化財所有者にとって、文化財の保存や活用に係る負担が一層大きくなっている。

国は、令和4（2022）年度から新たに、民間投資を活性化して効率的に文化財保護を促進することを目的に、国宝・重要文化財の修理等に対し所有者等がクラウドファンディング等を活用した場合に補助率を加算する制度を導入したところであるが、その対象は建造物や美術工芸品に限られており、民俗芸能や伝統行事に用いる文化財や記念物については除外となっている。

については、一度失われれば二度と戻ることのない、地域にとってかけがえのない文化財の適切な保存・活用を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 地域の豊かな自然や人々の生活などの風土と歴史の中で育まれてきた貴重な文化財の一層の活用を図るとともに、計画的かつ適切に保存し後世に確実に引き継いでいくため、文化財保護法に基づく「文化財保存活用大綱」及び「文化財保存活用地域計画」に掲げた防災対策を含

む文化財の保存活用に関する施策に対し、補助の対象を拡充するとともに必要な予算を確保し、支援の充実を図ること。

- 2 令和4（2022）年度から国が新たに導入したクラウドファンディング等を活用した場合の補助率加算制度について、地域にとってかけがえのない文化財の保存活用を地域全体で支える観点から、当該加算制度の対象となる文化財を拡充すること。

5 AYA世代のがん患者支援について

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、AYA世代のがんへの対策を盛り込んでおり、「がん患者の療養環境の課題等について実態把握を行い、診断時からの緩和ケア提供体制や在宅療養環境等の体制整備について、関係省庁と連携して検討する」としている。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、適切な治療や長期フォローアップを受けられることを目指すとしている。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

1 介護保険制度の対象とならない40歳未満の終末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であることから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。

2 アピアランスケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。

6 看護職員の確保・定着に向けた支援について

看護職員の確保・定着に向けた支援については既に様々な支援が図られてきているが、賃金面に関する支援が不十分となっている。

令和4年2～9月には国庫補助金を財源に各都道府県から「看護職員等処遇改善事業補助金」が交付され、同年10月からは診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」が新設されたことで、一定の役割を担う保険医療機関の看護職員に対して処遇改善が図られた。

しかし、対象が一部の保険医療機関に勤務する看護職員のみであり、看護職員全体における給与の底上げにつながったものではない。

令和7年までに団塊の世代が全て後期高齢者となり、今後ますます看護職員に対するニーズが高まることが想定される中、患者の生命・健康を最前線で支える重要な職種である看護職員に対して、責務に応じた適切な賃金の引上げを実施することが看護職員の確保・定着に不可欠であると考えらる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

診療報酬にて全ての看護職員の賃金の引上げ（ベースアップ）の誘導を図るなど、看護職員の給与面における処遇改善のために実効性のある対策を講じること。

7 災害時における死者の氏名等の公表について

災害時における「安否不明者」の氏名等の公表については、令和5年3月に、内閣府による「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において具体的な国の見解が示されたところである。

一方で、「死者」の氏名等の公表については、当該指針においては、取り扱わないこととされており、国の見解は示されていない。

しかしながら、災害の発生及びその被害は常に一自治体の行政区域内に留まるわけではなく、広域的な災害が発生した場合に各地方公共団体により氏名等の公表の取扱いに差異が生じることにより、大きな混乱を招き、関係機関との情報共有や応急対応に遅滞が生じかねないことから、「死者」の氏名等の公表の取扱いについても、「安否不明者」の氏名等の公表と同様に、各地方公共団体の自主的な判断に委ねるのではなく、全国統一的なルールに基づき運用されることが望ましい。

このような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

災害時における「死者」の氏名等の公表について、国による見解を示すこと。

また、国による全国統一的なルールづくりを検討すること。

8 子ども・子育て政策のDXの推進について

本年9月に公表された人口動態調査によると令和4年の合計特殊出生率は過去最低の1.26、年間出生数は初の80万人割れを記録するなど少子化問題は深刻さを増している。先送りできない課題である少子化問題に対して、国や各地方自治体においては子育て世帯に対する様々な支援施策を展開しているところだが、こうした取組が最大限効果を発揮するためには、子育て当事者が最も利用しやすい形で情報発信等を行い、施策を認知・活用してもらうことが重要である。

令和4年の通信利用動向調査によれば、モバイル端末の世帯保有率は全世帯の97.5%に上り、そのうち9割の世帯でスマートフォンを保有している。特に現在の子育て世代は幼少期からモバイル機器に慣れ親しんだデジタルネイティブであり、こども家庭庁が子育て世代を対象に行ったアンケートにおいても、負担の多い手書き・対面申請型の手続からデジタル化への改善や、正確な情報を求める声が数多く挙げられていることから、子ども・子育て政策のデジタル化は大きな効果が見込まれる。

こうしたことから、子どもや子育て家庭が信頼できる情報に素早く、簡単にアクセスでき、妊娠・出産・子育てなど様々な手続をストレスなく行うことができるよう、行政手続のデジタル化を全国統一的に進めるとともに、従来は当事者からの申請に基づいて提供されていた様々な支援情報等について、国の主導の下に情報・データを活用したプッシュ型支援・伴走型支援に転換していくことが重要である。

また、各地方自治体においても、子育て当事者のニーズに寄り添ったプッシュ型の情報提供や行政手続のデジタル化など、子育て家庭の負担を軽減させる取組の検討を進めているが、現状、子ども・子育て

て政策のDX推進に対する財政支援がメニュー化されておらず、財政支援の充実が喫緊の課題である。

国が本年3月に示した「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」では、地方自治体への体制支援として、地方自治体の取組状況を把握し、先進的な取組の横展開や、地方自治体とICT事業者とのマッチングを促進するための取組を検討するとしているが、今後、こどもまんなか社会の実現に向け、国と地方が一体となって子ども・子育て政策のDXを推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 妊娠・出産・子育てに係る行政手続のデジタル化を進め、子育て家庭の負担を軽減させるとともに、情報・データを活用したプッシュ型・伴走型の情報発信・支援を充実させる「こども政策DX」を、国が主導して推進すること。
- 2 また、地方自治体の子ども・子育て政策のDX推進に向けた取組への財政支援についても、早期に検討すること。

9 安心して子どもを妊娠・出産できる環境整備に向けた自営業者等の育児休業取得等について

令和4年の出生数は、統計開始以来最少となる80万人を下回り、また、全都道府県で日本人が減少となり、少子化・人口減少は想定を上回る速さで進行している。少子化の要因は経済的基盤への不安、未婚化・晩婚化、晩産化・少産化、仕事と子育ての両立の困難さなど多岐にわたり、要因も複合的である。

少子化対策の根本は、若い世代が将来に明るい展望を持ち、希望する誰もが安心して結婚し、子どもを生み・育むことができることである。

そのためには、誰もが安心して生活や仕事ができるよう選択肢を拡大すること、また、結婚・出産を諦めることのないよう制約を除去することが必要である。

これまで、国・地方ともに取り組んでいる様々な少子化対策のさらなる推進に加え、少子化対策を講ずべき対象を漏れなく取り込み、対応することも必要である。

不確定要素が様々な子育て期においては、生活の先行きの見通しが立った上での多様で柔軟な働き方の実現や育児休業等の取得も必要である。

現状、フリーランスを含めた自営業者や、雇用保険の被保険者資格がない、あるいは雇用保険の受給要件を満たさない非正規雇用労働者は、制度上、育児休業取得や育児休業給付金支給等の対象外となっている。

このため、経済的に不安を抱え、出産・子育ての準備ができない場合は、希望に反して出産を躊躇することにつながる懸念がある。

希望する誰もが、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできるよう、価値観やライフスタイルが多様化している現代において、働き方の

違いにより、受けられる出産・子育ての支援に差がある状態は解消する必要があると考える。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 フリーランスを含む自営業者や会社経営者も育児期間における休業の取得や収入の保障がなされる制度の構築
- 2 雇用保険の被保険者資格がない、あるいは雇用保険の受給要件を満たさない非正規雇用労働者の育児休業給付の受給可能化

10 防災・防疫対策等の推進について

令和5年においても、線状降水帯を伴う記録的な大雨により、土石流や河川の氾濫など、全国各地で甚大な被害が発生している。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるったCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）を経験し、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じ国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制

の強化を進めるとともに、地方部における交通ネットワークの強化を進めること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策完了後も、後継となる国土強靱化実施中期計画において、地方の実情を踏まえた上で計画の期間や事業規模等を明確に定めるとともに、必要となる予算・財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

加えて、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が拡大されることとなったが、国土の強靱化を図るため、今後より強力かつ計画的に推進していくことが必要である。このため、引き続き、必要に応じて対象事業を更に拡大するなど地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、地方が引き続き、防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の事業期間を延長すること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこ

と。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。

- (8) 地籍調査の促進を図るため、国土調査法第19条第5項指定に係る指定手続きの簡素化や調査費補助金の地域要件の拡充を図ること。
- (9) 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策が着実に進むよう、宅地耐震化推進事業における補助率や上限額の引上げ、補助要件の緩和等、制度の更なる拡充を図ること。
- (10) 国の地震被害想定の変更等にあたっては、各都県ごとの地震津波対策の進捗や評価を反映すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。
- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。
- (3) 豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を図ること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定に当たっては、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間を早期に重要物流道路に指定する等、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路の事業中区間における補助制度を拡充する等、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、福祉人材の派遣に関する全国的に統一したスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について、財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。
- (4) 災害派遣福祉チームや災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等の傷害保険料について、災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援等の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 応急的な住まいを解消し、居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (5) 災害時における被災者の住宅確保において、セーフティネット

登録住宅の家賃低廉化補助制度をより活用し易くするため、適用条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

- (6) 地域の被害実態に応じた支援を措置できるよう、中小企業に関する激甚災害の指定の基準を緩和すること。また、激甚災害に指定されない場合でも、一定の被害を受けた事業者に対する支援制度を拡充すること。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。

- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。

- (7) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。

- (8) 漁場における流沈木の処理について、財政的な支援の充実を図ること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国や自治体からの火山関連情報・避難情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、自治体の実施する対策への財政支援措置を講じること。

- (2) 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継

続的な確保、人材活用について、地方公共団体への支援を含め推進すること。

(3) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

(4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

(5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

(6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、活動火山特別措置法の改正の趣旨に鑑み、より一層、火山噴火対策の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行う

こと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 昨今の世界情勢を踏まえ、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証すること。
- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

1 1 盛土対策の強化

現状、危険な盛土に対する安全対策等についての財政支援措置がされているところであるが、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法で厳しく盛土を規制していくこととなり、最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担の増加も想定されることから、継続的な財政支援を実施すること。

また、各実施要領、法関連通知が示されているが、法を運用するに当たって判断に苦慮する事項もあり、各県等から様々な意見・質問が出されていることから、地域の実情を踏まえつつも、「危険な盛土を全国一律の基準により包括的に規制する」という立法趣旨を損なわないよう、各県等からの意見・質問を踏まえた統一的な運用指針等を明らかにすること。

1 2 広域避難体制の強化

近年、災害が激甚化、広域化しており都道府県域を越えた避難が必要となる場合が想定される。

このため、災害発生時に円滑な避難が実施できるよう、国が司令塔として調整を行い、避難先、避難経路、避難手段を確保し、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

II 防疫対策等の推進について

1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、ロシアによるウクライナ侵略など、厳しい安全保障環境に対応していくため、令和5年度から大幅に増額されたが、新たな感染症から国民の生命・健康を守るため、「防疫」に対し防衛費と同様に十分な財政措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症では、ワクチンや治療薬の多くは外国から輸入されたものである。他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今後の新興の感染症に備えるためにも、感染の有無を把握するための国産検査試薬及び検査キット、感染症から国民を守る国産治療薬及びワクチンの開発・生産力の一層の強化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」等に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

2 防疫体制の整備等

- (1) 内閣感染症危機管理統括庁の設置を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えて、平時から、国と地方が一体となって緊密な連携が図られるようにするための仕組みを導入するとともに、より国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

- (2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、昨年改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (3) 新型コロナウイルスワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

さらには、健康被害救済制度に係る国審査のさらなる迅速化を図るとともに、ワクチン接種後に遷延する症状を訴える者への対応のため、国による専用相談窓口の設置や、遷延する症状に係る調査研究及び各医療機関で活用可能な治療ガイドライン等の策定を行うこと。

また、自治体において定期接種へ移行する十分な準備期間を確保するため、制度の枠組や体制の構築を早期に検討し、自治体の財源確保について配慮すること。

その際には、ワクチンの供給体制についても、他の定期接種のワクチンと同様の仕組みとなるよう構築すること。

3 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生したため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関

- する規制を緩和すること。
- (2) 感染症法の改正により創設される協定締結医療機関などにおける感染者の受け入れ体制を円滑にするため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を行うこと。
 - (3) 医療機関の経営支援に継続的に対処するとともに、医療機関における物価高騰の影響について国は臨時的な診療報酬の改定など全国一律の対策を講じること。
 - (4) 新たな変異株の流行等に備え、重症化リスク等を迅速に把握できる仕組みを構築するとともに、地方公共団体にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、必要な経費については確実に全額国庫負担とすること。
 - (5) 救急需要の多様化や新たな変異株の流行等による救急搬送件数及び病院収容までの所要時間の増加に備えるため、救急搬送業務におけるDXの推進や消防機関と救急医療機関の連携強化に資する取組等への財政支援を拡充すること。

4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

11 個別最適な学びの実現について

全ての子どもたちが学びを通じて幸福を追求し、新たな価値や豊かな社会を創造する力を育むためには、個々の特性や状況に応じた適切な支援や、学校以外も含めた多様な学びの選択肢を提供していくことが重要である。

「Society5.0時代」の到来や子どもたちの特性や家庭環境の多様化・複雑化など、変化する教育課題に迅速に対応するためには、地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要だが、特に小規模校においては、定数上教員が十分に配置されず、専科教員や教員以外の様々な専門スタッフが不足しており、地域により教育に差が生じる懸念がある。

過疎地域などの小規模中学校等の教育の質の向上を図るためには、都市部と過疎地域を結ぶ遠隔教育の推進が必要であるが、現在の遠隔教育特例校制度は文部科学省の指定を要するため、地域の実情に応じた柔軟な対応が難しい。

また、多様な子どもの教育機会の確保を図るため、義務教育段階における通信制学校の設置が必要だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き通信制学校の設置ができない。

さらに、全国の不登校児童生徒数は増加し続けており、多様な学びの機会を保障し、個に応じた学びを実現していく必要がある。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大等

一人ひとりに合ったきめ細かな指導が可能となるよう、更なる少人数学級を可能とするよう教職員定数の充実を図ること。また、状況に応じた学級編制の選択をできるようにすること。併せて、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること。

同時に、加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、小規模校においても専科教員を配置できるよう、教職員定数の算定方法を見直すなど定数改善に向けた取組を計画的に行うこと。

加えて、教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、様々な専門スタッフ、特に教員業務支援員を全校に配置できるよう財政支援を拡充すること。

2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

児童生徒や保護者等に対する支援体制の拡充のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

3 中学校等における遠隔教育の推進について

遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること。また、遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実すること。

4 義務教育段階における通信制学校の設置について

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること。

5 不登校児童生徒等の多様な学びの機会確保のための経済的支援について

地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、フリースクール等民間施設に関する経済的支援のあり方を早期に検討すること。

12 多様な人材の確保や柔軟な働き方に向けた地方公務員法等関連法令の改正等に関する提案

地方公共団体は、地域間競争が激化する中、海外企業との交渉や企業誘致、DXの普及推進など、これまでの業務の枠を超えた政策課題に的確に取り組むとともに、子育て家庭の多くが共働きである状況や新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広まるテレワークや在宅勤務等、多様な働き方を求める社会全体の変化に即応しながら、高度な専門知識や経験を備えた人材を確保することが求められている。

また、人口は減少傾向にあり、当面は生産年齢人口の減少が見込まれているため、労働力の確保が懸念されている。

地方公務員の業務内容や勤務環境が大きく変化するとともに、定年延長や社会がジョブ型雇用に移行する中で、優れた人材を確保していくためには、各地方公共団体が実情に合わせ、給与や勤務時間等を柔軟かつ迅速に設定することができる制度の確立が必要である。

一方で、支給できる手当については地方自治法に限定列举されているなど、法令によって一定の制約がある。

また、勤務時間等についても、民間企業並みに柔軟な設定は認められていない。

こうしたことから、地方公務員の給与及び勤務時間等の勤務条件について、多様な人材の確保や柔軟な働き方への対応を可能とするため、地方公共団体の裁量をより広範に認めるよう、地方公務員法等関連法令の改正等を求めるものである。

特に、喫緊の課題として、下記の事項について改正等を講じられたい。

1 専門的知識・経験を有する者の確保

DXなど専門的知識・経験を有する者については、任期付職員として採用し、人材を確保している。しかしながら、任期付法（地方公

共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律) 第3条の趣旨から、専門的知識・経験を有する者については、任期到来後は、選考試験を経ても再度の任用を認めない扱いとなっている。また、任期付法第5条では、専門的知識・経験を有する者については、短時間任用が認められておらず、退職した高齢者や副業人材を任期付職員として取り込める仕組みとなっていない。

任期付職員の再度任用による有為人材の確保及び、短時間の任期付職員の採用による副業人材の活用を可能とするよう法改正等を行うこと。

2 副業・兼業がしやすい環境づくり

人口が減少し、また、ジョブ型雇用の進展により副業を可能とする働き方の増加が見込まれる中、職員の人材育成も図りつつ、職員が地域の働き手として貢献することが求められており、現状、地方公共団体において、兼業について独自の様々な取り組みが行われている。一方で、令和5年人事院勧告では、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討することとされている。

今後国において予定されている副業・兼業の在り方に関する検討に当たっては、現在、地方公共団体が行っている独自の取り組みを後退させることのないよう配慮すること。

3 子育てと仕事の両立支援（子育てしやすい環境づくり）

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、仕事と子育ての両立に向けた社会づくりが不可欠となっているが、地方公務員の育児休業等に関する法律では、部分休業は、子が小学校等に就学するまでしか認められない。小学生以上の子の世話をするための休業制度等がなくなることは「小1の壁」と

呼ばれており、小学生は親の世話を必要とするが多いため、仕事と家庭の両立が困難となる状況がある。

部分休業について、小学校就学以降の子も対象とするよう法改正等を行うこと。

13 防災機能を有する森林の適正な管理や農地の保全の推進に関する提案

我が国の林業・農業は、住宅等に必要な木材や新鮮で安全安心な農産物を提供しているだけでなく、その基盤である森林や農地は、国土を保全し、水源を涵養するなど私たちの生命を守る防災の機能も有している。そして近年、大規模な豪雨災害や地震などの自然災害が頻発している中、森林や農地の有する土砂災害防止や洪水緩和といった防災・減災の機能の重要性が一層高まっている。

我が国の森林は、戦後造林されたスギ・ヒノキをはじめとした人工林が本格的な利用期を迎え、豊富な森林資源の利活用を進めることが課題となっている。こうした中、ウッドショックを契機に、国産材を積極的に利用していこうという動きがでてきている。この機を逃すことなく、国や地方公共団体による国産材の利用を推進する取組をさらに加速させるとともに、主伐後の再造林等の森林の適正な管理を進めることで、森林の有する土砂災害防止の機能の維持・向上につなげていかなければならない。

また、農地やため池、農業用水路は、洪水防止などの防災機能を有している。このうち、住宅等が密集する都市の中にある農地は、貴重な緑として潤いや安らぎをもたらすなど多面的な機能を有しているが、災害発生時には、避難等のためのオープンスペースとなるほか、農地に整備された農業用井戸が飲料水等を提供し、ビニールハウスが雨露を防ぐ施設となる等の役割を担っている。国においては、都市農地の保全に向け、法改正などを進めてきたが、都市農地は相続を契機として減少を続けており、さらなる対策の強化が必要である。また、都市周辺の農地についても、防災機能など多面的な機能を有しており、相続を契機とした農地の減少を防ぐための取組が求められている。

については、防災機能を有する森林の適正な管理や農地の保全を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 森林の適正な管理の推進

(1) 木材利用の推進

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を令和3年10月に施行し、建築物における木材利用を進めているが、一方で、我が国の利用期を迎えた森林資源は年々増加しており、土砂災害防止や洪水緩和など公益的な機能が十分に発揮されない森林も見受けられる。森林が有する機能を維持していくため、森林循環の促進に向け、国産木材の利用を一層推進されたい。

① 国産木材の利用拡大に向けた取組強化

国がリーダーシップをとって、国産木材を活用した街づくりや展示商談会の積極的な開催支援など、国産木材の利用拡大に向けた取組を強化すること。

② 民間非住宅建築物の木造化・木質化の推進

低層かつ小規模建築を含む非住宅木造建築の推進に向けて、品質や性能が明確なJAS製材品の活用に対する支援のほか、中小製材業者がJAS認証に取り組みやすい環境整備や財政的な支援を行うこと。

また、CLTや集成材等の中高層建築物等への活用が進むよう、設計や施工技術の確立などの取組を進めるとともに、木材利用の要件緩和に向けた検討や加工供給体制等への支援を充実すること。

加えて、非住宅木造建築物の設計・提案・施工が可能な建築士等を増加させるため、国が主体となった人材育成を行うとともに、地方公共団体が実施する講習会等に対する支援を拡充すること。

③ 木塚の普及

木塚の普及に向け、民間事業者や地方公共団体が行う、木塚の設置に対する支援を継続的に実施すること。また、木塚の耐久性向上やコスト軽減等に係る試験研究・技術開発を推進するとともに、その成果を広く発信すること。

④ 公共施設建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物の木造化・木質化を推進するために必要な予算を確保すること。また、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引き上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しや、地域の実情に応じた新たな支援制度の創設など、地方公共団体等に対する支援の拡充を図ること。

(2) 主伐・再造林の推進

我が国の森林の約4割に相当する1,020万haは人工林であり、終戦直後から高度経済成長期に造林されたものが多く、その半数が50年生を超え本格的な利用期を迎えていることから、森林の循環利用や森林の防災機能を将来にわたって維持していくため、若い森林への更新を加速する必要がある。一方、国の造林補助制度を活用する際、都道府県は一定（査定係数が170の場合は17%）の義務嵩上げが必要となっており、財政負担の増嵩が見込まれるところである。現在、森林整備事業の地方負担分に係る起債特例が講じられているものの、令和3年度の実態調査では、当該起債特例を利用している都道府県は3分の1程度となっているため、起債特例の利用が進むよう制度改正を行われたい。

① 森林整備に関する地方負担の軽減

森林の適正な管理の推進により、森林の防災機能をはじめとした公益的機能の持続的な発揮等に向け、今後増大する再造林を加速化するため、起債特例の見直しを行い、森林整備に関する地方負担の軽減を図ること。

2 農地の保全の推進

国は、都市農地の保全に向け、相続税納税猶予制度の見直しを行ったが、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫などは相続税納税猶予制度の適用を受けないことから高額な相続税が課され、農家が都市農地を手放す大きな原因となっている。

また、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき開設された市民農園は、都市住民のニーズが高いものの、相続税納税猶予制度の適用を受けないため、今後、相続等が発生した場合、多くの市民農園が閉園し、農地の減少が懸念される。

こうしたことから、都市農地等に係る相続税納税猶予制度について、農地の防災機能等の維持・向上に向けた制度改正を行われたい。

(1) 都市農地の保全に向けた相続税納税猶予制度の適用拡大

都市農地の保全に向けて、相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に付属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。

(2) 市街化調整区域内にある市民農園への相続税納税猶予制度の適用

市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税納税猶予制度の対象とすること。